

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育研究活動の実施方針

令和2(2020)年4月28日
高知大学危機対策本部

高知大学では、このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受け、高知県及び高知大学の状況に応じて6段階のフェーズを設定するとともに、各フェーズに応じて学生及び教職員の健康、安全面に配慮し、安心して教育研究活動を行うことができる環境を維持することに努めます。教育活動については、eラーニングなどのインターネットを活用したオンライン授業等の実施を推進することにより、適切に教育活動を実施します。また研究活動については、各フェーズに応じて、できる限り研究活動ができる環境を構築しつつ、フェーズ4やフェーズ5では、最低限の研究活動維持に必要な研究スタッフ(教職員*・研究員)の学内への立ち入りができるように努めます。

(フェーズ1～3に関しては、各キャンパスの状況に応じて対応)

*RA含む

フェーズ	教育活動の実施方針	研究活動の実施方針
フェーズ0	通常	通常
フェーズ1	教育制限レベル1 感染防止策として「三つの密」(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話)を避けつつ通常どおり授業を実施する(オンライン授業を妨げるものではない)。実験・実習、学位論文(博士論文、修士論文、卒業論文)のための実験等も同様とする。 課外活動は感染予防に配慮しつつ、実施しても差し支えない。	研究制限レベル1 各研究室で行われる研究活動は、所属部局長・指導教員の判断のもと、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、以下の点に注意して実施する。 学内での研究活動では「 <u>三つの密</u> 」(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話)を避けること。また体調不良者や帰国して14日以内の学生が参加しないよう、指導教員のもとで徹底する。
フェーズ2	教育制限レベル2 原則対面による授業は実施せず、 <u>オンライン授業の実施を基本とする</u> 。 実験・実習については、「三つの密」を避け、感染拡大に最大限の配慮をしつつ実施することを可とする。 学位論文(博士論文、修士論文、卒業論文)のための実験等は、研究制限レベル2に準ずる。 課外活動(対外試合、遠征、合宿等を含む)は原則禁止する。	研究制限レベル2 各研究室で行われる研究活動は、所属部局長・指導教員の判断のもと、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、以下の点に注意して実施する。 1) 学内での研究活動では「 <u>三つの密</u> 」(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発話)を避けること。また体調不良者や帰国して14日以内の学生が参加しないよう、指導教員のもとで徹底する。 2) 学生・研究スタッフ(教職員*・研究員)は現場での滞在期間を減らす。なるべく短時間に仕事を終わらせ、デスクワークなどは自宅で行うようにする。 3) 大学に来なくてもできる研究の場合は、自宅で行う。(ただし、社会人大学院生の病院勤務については病院の指示に従う。 4) 出張は原則禁止とする。 5) 外部からの訪問者との打合わせは原則中止・延期もしくはオンライン等での代替を検討する。
フェーズ3	教育制限レベル3 キャンパスにおける指定区域への学生の立入りを原則禁止する。対面による授業は実施せず、 <u>オンライン授業のみ実施</u> する。 実験・実習については、緊急性を伴う場合及び国家資格及び教員免許取得に必須の場合、実施部局に実施計画(安全対策を含む)の提出を求め、教育担当理事との合議により実施の可否を検討する。その他の実験・実習は、実施を禁止する。 学位論文(博士論文、修士論文、卒業論文)のための実験等は、研究制限レベル3に準ずる。 課外活動(対外試合、遠征、合宿等を含む)を禁止する。	研究制限レベル3 教員はできる限り在宅で用務を行うこと。出張は原則禁止とする。 <u>研究活動も自粛すること(研究の継続上、やむえない場合は所属部局長が判断する)</u> 。また、外部からの訪問者との打合わせは中止・延期もしくはオンライン等での代替を検討すること。
フェーズ4	教育制限レベル4 全学生の登校を禁止し、 <u>オンライン授業のみ実施</u> する。 実験・実習については、すべての実施を禁止する。 学位論文(博士論文、修士論文、卒業論文)のための実験等は、政府による外出禁止命令又は施設使用停止命令があった場合が、研究制限レベル5、それ以外の場合は、研究制限レベル4に準ずる。 課外活動(対外試合、遠征、合宿等を含む)を禁止する。	研究制限レベル4 教員は在宅で用務を行うこと。出張は禁止とする。研究活動は自粛する。 <u>所属部局長の許可の下で、以下の研究スタッフ(教職員*・研究員)の研究室への立ち入りのみが許可される</u> 。また、外部からの訪問者との打合わせは中止・延期もしくはオンライン等での代替を行う。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 最低限の研究活動維持に必要な学内への立ち入りを行う研究スタッフ((ア)研究に使用する生物の維持・管理、(イ)液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理、(ウ)毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理、(エ)研究に必要な基幹インフラ(実験施設・設備、情報システムなど)の稼働・維持・管理、(オ)研究活動を継続する上での各種安全確保対策、(カ)その他法令等の義務の順守等に必要な場合)
フェーズ5		研究制限レベル5 研究活動含め構内活動が停止(構内立入禁止)。教員は在宅で用務を行うこと。出張は禁止とする。 <u>所属部局長の許可の下で、最低限の研究活動維持に必要な研究スタッフ(教職員*・研究員)の学内への立ち入りが可能となる</u> ((ア)研究に使用する生物の維持・管理、(イ)液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理、(ウ)毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理、(エ)研究に必要な基幹インフラ(実験施設・設備、情報システムなど)の稼働・維持・管理、(オ)研究活動を継続する上での各種安全確保対策、(カ)その他法令等の義務の順守等に必要な場合))

(注) なお、医療関係者および新型コロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外